

▽ 予防接種の受け方

●古河市契約医療機関で接種する場合

→医療機関一覧の中から医療機関を選び、事前に予約をしてください。

●里帰り等の理由で、古河市契約医療機関以外の医療機関で接種する場合（県外・市外等）

→接種前に健康づくり課へ申請が必要です。医療機関宛ての依頼書など必要な書類をお送りいたします。郵送申請の場合、依頼書の到着まで10日程度(土日除く)

要する場合がありますので、余裕を持って申請又は医療機関の予約をしていただきますようお願いいたします。

(茨城県内の医療機関で接種の場合は申請が不要な場合もあります。申請の必要性の有無、申請方法等詳細はHPをご確認ください。)

- ・ 定期接種の接種料金は全額公費助成(無料)です。
任意接種(おたふくかぜ・インフルエンザ)は接種料金の一部を助成しています。接種料金の自己負担額は医療機関によって異なります。
(対象年齢以外では、全額自己負担となりますのでご注意ください。)

▽ 接種当日の持ち物

母子健康手帳・予診票・保険証

▽ 予診票送付時期について

出生6週 … 予診票綴(おおよそ5歳までに受けることができる予診票が綴られています。)

年長 … MR(麻しん風しん混合)2期

9歳 … 日本脳炎2期

11歳 … 二種混合

13歳 … HPV(子宮頸がん予防)ワクチン※女子のみ

▽ 予防接種の接種間隔（違う種類のワクチンを接種する場合）

- ・ 新型コロナワクチンとインフルエンザ以外のワクチンは互いに2週間間隔を空ける必要があります。
- ・ 注射生ワクチン(MR、おたふく、水痘、BCG等)を続けて2回接種する場合、27日以上間隔を空ける必要があります。

▽ 予防接種を受ける際の注意事項

- ・ お子さんの状態をよく観察して、普段と変わりがないことを確認しましょう。予防接種は当日の体調によって受けられないこともあります。体調の良いときに受けましょう。
- ・ 予診票はお子さんの体調を知る大切な資料です。しっかりと記入しましょう。
- ・ お子さんの日ごろの状態を知っている保護者の方が連れて行きましょう。
- ・ 予防接種はそれぞれ対象年齢と接種回数・間隔が決められています。決められた年齢・回数・間隔を守って、接種を受けましょう。
- ・ はしか(麻しん)にかかった後は、治ってから4週間程度、水痘(みずぼうそう)・おたふくかぜ等のウイルス性の病気にかかった後は、治ってから2週間以上の間隔をあけてから予防接種を受けましょう。病気の重症度により間隔が異なるので、かかりつけ医に相談しましょう。
- ・ 接種時に古河市に住民票がない場合(古河市から転出した当日から)公費で接種を受けることができません。



★ 古河市へ転入された方へ

(3歳以下のお子様) 転出元へ予防接種履歴を確認させていただいた後、約2週間程度で未接種の予防接種予診票を郵送いたします。
転出元で1回も予防接種をしていないなど、予防接種の履歴が確認できない場合は郵送にて確認のご案内をいたします。

(4歳以上のお子様) 転出元で接種していなかった、事前に予診票へ記入したい、などの理由で予診票をご希望の場合は健康づくり課までご連絡ください。

※ 古河市契約医療機関で接種する場合、お急ぎの際には医療機関設置の予診票をご利用いただくことも可能です。医療機関とご相談ください。